

太陽誘電グループの皆さまへ

団体所得補償保険のご案内

所得補償保険

保険期間 2025年12月1日午後4時～2026年12月1日午後4時（1年間）

本パンフレットとあわせ、引受保険会社ホームページに掲載の「重要事項のご説明」等を必ずご確認ください。

アクセス方法は、本パンフレット「ご注意事項」をご覧ください。



今年度よりパンフレットが所得補償保険単独で作成となりました。
必ず内容のご確認をお願いいたします。

団体割引20%適用!!

(※)前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。

申込
締切日

2025年11月28日（金）

加入申込票が提出先に到着する日

加入申込票
提出先

サンヴァーテックス株式会社 ライフサポート課

新規加入、加入内容変更（脱退含む）をご希望の方は、申込締切日までに必ず加入申込票をご提出ください。



保険料の払込方法

●保険料払込方法：2026年2月の給与より毎月控除させていただきます。（分割12回払）



自動継続の取扱い

前年からご加入の皆さまについては、ご加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、今回の募集においては前年ご加入の内容に応じたセット・口数での自動継続加入の取扱いとさせていただきます。
（年令の進行により保険料表の年令区分が変わる場合は、ご継続時のご年令による保険料となりますのでご了承ください。）
新規加入・ご加入内容の変更・継続停止の場合には、「加入申込票」のご提出が必要です。

お問い合わせは

代理店・扱者

サンヴァーテックス株式会社
内線（811-265、264、263、270）
所在地：〒370-0044
群馬県 高崎市 岩押町 1-15
TEL：027-310-7773

引受保険会社

三井住友海上火災保険株式会社
群馬支店 高崎支社
所在地：〒370-0045
群馬県 高崎市 東町 80 群馬トヨタビル5F
TEL：027-323-4332

所得補償の必要性

「所得補償保険」は、ケガや病気で働けなくなったときに備える保険です！

働けなくなったときの備えは十分でしょうか

もし皆さまが突然のケガや病気で働けなくなった場合でも、毎月の生活費や住宅ローンの支出は続きます。また、昨今の社会保障制度の充実化・財政健全化による増税策の実施等といった社会制度改定も踏まえると、コスト負担は増加傾向にあり、所得喪失によるリスクに備える必要性は高まってきています。

生命保険や医療保険で備えは十分でしょうか

生命保険は遺族補償としては有効ですが、死亡保険金を中心となっています。

また、近年普及している民間保険会社が取り扱う医療保険は、その多くが入院を要件としています。

一方で、統計によると病気やケガで在宅医療を受けた患者は増加傾向にあり、平成 26 年の約 156 万人から令和 5 年には約 239 万人に増加しており、9 年間でおよそ 1.5 倍になっています。(令和 5 年厚生労働省「患者調査」による)

このような背景からも、突然のケガや病気で働けなくなったときの所得喪失に対して、所得補償保険で備えましょう。

4つのメリット

1 団体割引 20%

この契約は団体契約で 20%の団体割引が適用されます。



2 24時間いつでも補償

- ケガ・病気の発生は業務中・業務外を問わず 24 時間いつでも補償の対象となります。
- ケガ・病気による入院中だけでなく、医師の治療を受けながら自宅療養し、働けなくなった場合も補償します。
- 健康保険や労災保険、生命保険などとは関係なく補償します。



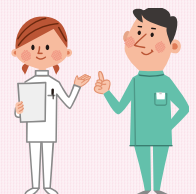
3 生活サポートサービスをセット

健康・医療・介護や、暮らしのトラブル・税務に関する電話相談を通話料無料でお受けする「生活サポートサービス」がご利用いただけます。
(本契約の引受保険会社である三井住友海上の提供)



4 医師の診査は不要

ご加入の際、健康状態について告知していただくだけでよく、医師による診査の必要はありません。



補償内容



この保険は、ケガや病気で働けなくなり、収入が減少したときにお役に立ちます。

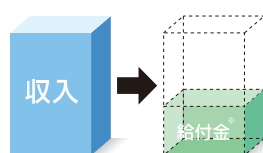
交通事故でケガをして入院し、働けなくなったとき



病気により、医師の治療を受けながら自宅療養し働けなくなったとき



「団体所得補償保険」で準備をすれば…



収入ダウン

そこで



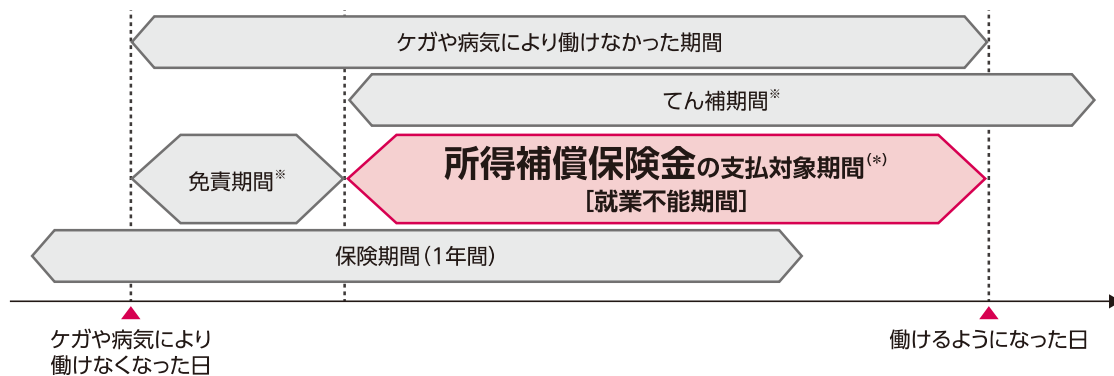
収入ダウンを
カバー!

※健康保険の傷病手当金などのことをいいます。

収入が減少したときの備えができます！

所得補償保険金のお支払対象期間について

免責期間を超えてケガや病気により働けなかった期間に対して所得補償保険金をお支払いします！



※印を付した用語については、パンフレット別冊（重要事項のご説明等）の「用語のご説明」をご覧ください。

(*) 所得補償保険金のお支払いイメージ

以下の金額はあくまで一例です。実際にご加入いただく金額は次ページでご確認ください。

●所得補償保険金額：5万円（月額） ●上記図 所得補償保険金の支払対象期間（就業不能期間）：8か月

所得補償保険金額
5万円（月額）

×

就業不能期間
8か月

=

お客さまの受取金額
40万円

1か月未満の端日数が生じた場合は、1か月を30日として計算した割合により保険金の額を決定します。

保険金額および保険料

D セット

限度口数:6 口
免責期間※:4 日 てん補期間※:1 年

1 口あたり保険金額	月額 5 万円
------------	---------

年齢	1 口あたり 月払保険料
15～19才	245 円
20～24才	365 円
25～29才	400 円
30～34才	490 円
35～39才	580 円
40～44才	720 円
45～49才	840 円
50～54才	975 円
55～59才	1,025 円
60～64才	1,075 円
65～69才	1,295 円
70～74才	2,155 円
75～79才	3,230 円
80才以上	3,230 円

※印を付した用語については、パンフレット別冊(重要事項のご説明等)の「用語のご説明」をご覧ください。

上記は職種級別 1 級「事務系会社員、医師、小・中学校教員等」の保険料です。それ以外のご職業の場合には代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

【ご注意】

- 年齢は、保険始期(2025年12月1日)時点での満年齢となります。
- 免責期間とは、就業不能※になった日から起算して、保険金お支払いの対象とならない期間をいいます。したがって、免責期間 4 日間の場合、就業不能になって 5 日目からが保険金お支払対象期間となります。
- 保険金額(ご契約金額)の設定について
保険金額の設定については、被保険者が加入されている公的医療保険制度の給付内容をご勘案いただいたうえで、平均月間所得額※の 50%以下で適切な保険金額をお決めください。(就業不能にかかわらず得られる年金、利子、配当、不動産賃貸料などは平均月間所得額に含めることはできません。)
なお、保険金額が平均月間所得額を超えている場合には、その超えた部分については保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

ご注意事項（必ずお読みください）

重要事項のご説明、ご加入内容確認事項、その他ご注意事項

- このパンフレットは、保険の概要をご説明したものです。
ご加入に際して特にご確認いただきたい事項（「契約概要」）や、被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項（「注意喚起情報」）、「ご加入内容確認事項」等は、引受保険会社ホームページに掲載しています。保険金をお支払いする場合、保険金のお支払額、保険金をお支払いしない主な場合等の重要な事項が記載されておりますので、**必ずご参照いただいたうえで、PDFファイルをご自身の端末に保存いただくか、印刷し、保管いただきますようお願いいたします。**
- PDFファイルによるご提供を希望されない場合、あるいはPDFファイルの閲覧ができない場合は、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

＜重要事項のご説明、ご加入内容確認事項等は、以下からアクセスください＞



保険契約者・お申込人となれる方、被保険者（補償の対象者）本人となれる方

- この保険は太陽誘電株式会社が保険契約者となる団体契約です。
被保険者が保険料を負担される場合、保険契約者が保険料をとりまとめるうえ引受保険会社に払い込みます。なお、保険契約者が引受保険会社に保険料を払い込まなかった場合には、保険契約が解除され保険金が支払われないことがあります。また、保険契約者または被保険者がご加入の取消等をされた場合、引受保険会社は返還保険料を保険契約者に返還します。
- お申込人となれる方は太陽誘電株式会社およびそのグループ会社の役員・従業員に限りです。
- この制度で被保険者（補償の対象者）本人（＊）となれる方の範囲は、太陽誘電株式会社およびそのグループ会社の役員・従業員およびその家族（配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹および本人と同居している親族ならびに家事使用人をいいます。）です。
（＊）加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。

特約・保険金の種類

この制度で募集する各プランにセットされている特約は以下のとおりです。

特約名	保険金の種類
補償条項、基本条項	所得補償保険金 ・骨髄採取手術に伴う入院補償特約セット ・保険期間開始前の発病の取扱いの変更に関する特約セット
条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約	—
無事故戻しに関する規定の不適用特約	—

日常生活に役立つさまざまなサービスを電話にてご利用いただけます。所得補償保険など*にご加入のお客さまとその同居のご家族の方専用サービスです。

*メンタルヘルス相談は加入者ご本人のみが利用いただけます。詳しくは、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

健康・医療



◆メンタルヘルス相談
平日 9:00~21:00
土曜 10:00~18:00
■上記以外
年中無休 24 時間対応

■健康・医療相談

日常の健康・医療に関するご相談や、薬剤全般に関するご相談に看護師などの専門職がお応えします。また、ご相談内容やご希望に応じて医師相談（一部予約制）がご利用いただけます。

■メンタルヘルス相談

メンタルヘルスに関するご相談に臨床心理士等の専門家が電話や対面でお応えします。
*対面によるご相談は予約制で、1回 50 分以内、1人につき年間5回までとなります。

■診断サポートサービス

（各種人間ドック・PET検査機関紹介、健康チェックサービス）
提携機関をご紹介します。
また、ご自宅で気軽にできる健康チェックを割引料金でご紹介します。

■医療機関総合情報提供

地域の医療機関情報や救急医療機関、各科の専門医などの情報をご提供します。

■三大疾病セカンドオピニオン情報提供

「三大疾病（ガン、心疾患、脳血管疾患）」診断後の、セカンドオピニオンに関する情報提供やご相談にお応えします。
*セカンドオピニオンとは「主治医以外の医師の意見」をいいます。

■女性医師情報提供、女性医師相談

女性医師情報をご提供（産科・婦人科に加え、内科、皮膚科、肛門科など幅広く対応）する女性専用のサービスです。
また、健康に関するご相談に女性看護師または女性医師（一部予約制）が対応します。

介護



年中無休 24 時間対応

＜専任の相談員がお応えします＞

■介護に関する情報提供

老後の備えとして介護は最大の関心事です。介護保険の仕組みに関することや介護状態になった場合の介護方法などのご相談にお応えします。

■介護に関する悩み相談

介護を担う人の悩みは多様です。日常の介護の悩みなど幅広いご相談にお応えします。

■公的介護保険で利用できるサービス等に関する相談

公的介護保険で利用できるサービスや介護サービス提供事業者に関し、情報提供やご相談にお応えします。

認知症・ 行方不明時の 対応相談

年中無休 24 時間対応

＜専任の相談員がお応えします＞

■認知症に関する情報提供と悩み相談

社会の高齢化により増加する認知症に対する疑問にお応えします。専門医療機関の情報提供や精神的負担が大きい認知症の日常介護についてアドバイスします。

■認知症の方の行方不明時の対応に関する相談

認知症の方などが行方不明になってしまった場合の対応や発見後のケア方法に関するご相談にお応えします。また、地域包括支援センターなどを紹介します。

暮らしの相談



平日 14:00~17:00

■暮らしのトラブル相談（法律相談）

個人の日常生活上のトラブルに関するご相談にお応えします。
弁護士相談は予約制となります。

■暮らしの税務相談

個人の日常生活上の税務相談にお応えします。
税理士相談は予約制となります。

お客さまの行っている事業についてのご相談や、既に弁護士に対応を依頼している案件、訴訟となっている案件についてのご相談は対象となりません。また、引受保険会社の保険に関連するご相談は、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

情報提供・ 紹介サービス

平日 10:00~17:00

■子育て相談（12 才以下）

妊娠中から小学校卒業までの子育ての悩みや不安に、専任の相談員がお応えします。

■暮らしの情報提供

冠婚葬祭についてのご質問
ボランティア情報



■安心な暮らしをサポートする事業者の紹介

- 緊急通報サービス
- ベビーシッター
- 福祉機器および介護用品のレンタル・販売

健康・介護ステーション

インターネットにて健康・医療、介護に関する情報をご提供します。

URL: https://www.ms-ins.com/kenko_kaigo/

サービス受付電話番号

サービス受付の電話番号（通話料無料）は、ご加入後にお届けする加入者証や案内状の案内などをご覧ください。

*平日とは、土・日・祝日・年末年始を除いた月～金をいいます。

*お使いの電話回線により、ご利用できない場合があります。また、ご利用は日本国内からに限ります。

*本サービスは、引受保険会社の提携サービス会社にてご提供します。海外に関するご相談など、ご相談内容によってはご対応できない場合があります。

*本サービスは予告なく変更・中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。